

子どもの権利とジャーナリストの責任

～ジャーナリストとメディア専門家のためのガイドライン～

国際ジャーナリスト連盟 (International Federation of Journalists)

2002年1月

国際ジャーナリスト連盟 (略称 IFJ, 本部ベルギー) は世界 104 カ国 50 万人のジャーナリストが加盟する組織である。表現の自由、子どもの権利の問題などに取り組み、取材指針の発行にも積極的である。IFJ が昨年発行した子どもの取材に関するガイドライン *Putting Children in the Right - Guidelines for Journalists and Media Professionals*, (全 72 頁) は、子どもの立場にたって書かれ、子どもにいかにか配慮すべきかを具体的に示している点で、画期的である。以下に、その内容を抜粋し要旨をまとめた。

* * *

子どもの権利に対する意識を高め、促進させることはメディアに対する挑戦である。メディアは、子どもを公平、忠実かつ正確に報道するだけでなく、子ども自身による多様で創造性にみちた意見を扱う場所も確保しなければならない。全てのメディア・プロフェッショナルとメディア組織は、ニュース、時事問題、そしてクリエイティブなパフォーマンス・アーツに関する報道において、子どもの権利を自覚し、それを報道に反映させる責任がある。

ジャーナリストは子どもの虐待事件を公表し、子どもの権利に対する社会的な意識を高める一方で、メディアに子どもを露出させ、虐待者にもさらしている。それがポルノグラフィや売春に対する寛容な態度を浸透させ、またその手段を (たとえば広告などで) 提供してしまう。ニュースメディアは虐待の被害者と加害者を報道、写真、ドキュメンタリー、ドラマなどを通じて社会に知らせる一面を持つ。しかしその一方でニュースや広告において性的に挑発的なイメージをつくり、最悪なことには、子どものポルノグラフィの伝達手段や小児性愛者ネットワークの情報源にもなり得るのである。すなわち、メディア自身が子どもを搾取する立場になることもある。メディア編集者の中には、センセーショナルリズムは、深刻な社会問題に対する読者や視聴者の注意を喚起する、という主張もみられる。しかしながら、ニュース報道の内容は、子どもの虐待に関する社会的、経済的な要因 - たとえばコミュニティや家族の中の混乱、ホームレス、悪徳雇用者、売春斡旋者、麻薬問題、貧しい親が家族を支える為に子どもを売らなければならない理由 - などを分析することはめったにない。子どもに関するポジティブな報道や、子どもの生活と権利については十分に伝えられてはいないのである。

この問題をどのように改善することができるかを検討するためには、メディアの業務、制度、ジャーナリストが守るべき規則やガイドライン、望ましいジャーナリズムの障害となるもの、を調査する必要がある。

子どもの権利について十分に報道することは、子どもに関する膨大な情報取

集を必要とする。しかし、その多くは国の権力者が保持している。教育、健康、雇用、開発、社会状況に関する情報が一般に入手可能なものでなければ、メディアが有意義な報道をすることはできない。秘密主義で情報提供に消極的な国家や機関が多すぎるのである。また、子どもの搾取に関する多くの事例は、情報提供者の匿名性が完全に保護されない限り、子どもを危険にさらすことになる。したがって、明るみに出すことはできない。

表現の自由という権利は、メディア専門家にとって常に重要であるが、他の重要な権利ともバランスがとれていなければならない。特に、恐怖や搾取から自由になるという子どもの権利とのバランスが重要である。IFJ のためにイギリスの Presswise が行った研究では、ジャーナリストが所属する組織のうち、子どもの権利を保障する実践的基準をもつ組織はほとんどないことが明らかになった。

IFJ は 1998 年 5 月に、70 カ国のジャーナリストが参加した会議で、子どもの権利に関する報道のガイドラインを初めて作成した。このガイドラインに関する議論は、ラテンアメリカ、アフリカ、アジアの各地域で行われ、2001 年にソウルで開催された IFJ の年次総会で正式に採択された。このガイドラインは 2001 年 12 月に横浜で開催された第 2 回「子どもの商業的搾取に関する世界会議」において発表されている。ガイドラインの目標は子どもに関連する事象の報道においてジャーナリズムの基準を向上させ、子どもの権利を促進し、子ども自身の発言を取り上げるようメディアに働きかけることである。

商業主義における熾烈な競争は、メディアが子どもを搾取するに至る一つの原因である。感情やセンセーショナルリズムによる子どもの露出は視聴者をひきつけ、ニュースの価値を高める。しかし、情報入手にあたってジャーナリストは、公平性、公開性、誠実な手段を意識していなければならない。特に子どものニーズをふまえた場合、常に倫理的である必要がある。

広告は、子どもに訴えるとき、法律と自主的な規律を組み合わせ、それに従う。広告産業は、子どもの扱いに関する申し立てに敏感だからである。イメージづくりが売上の強い原動力になるような産業で、それがどのように解釈され導入されるのか？さらに、グローバル・コミュニケーションの時代に、一つの国で作成されたメディア素材が、文化的価値や期待が異なる別の地域で放送されるかもしれないのである。インターネットをはじめとする新しいコミュニケーション・メディアは、虐待の対象として子どもを狙う手段として、特にサイト上でのポルノグラフィとして、あるいは、子どもを誘惑する手段として、また子どもに関する情報を共有する場として、世界中で強い関心の的となっている。国際的な組織は、メディアや学校を通してより多くの情報を子どもが入手できるように、呼びかけている。子どもは、さまざまな情報が提供されることにより、性的搾取の危険やリスクから、自分を守ることができるようになるからである。小学生以上の子どもは、番組や広告から受けるメッセージの読み解きを促進するメディア・リテラシー教育を受け、クリティカルでかつ情報に精通したメディアの使用者とならなければならない。

このガイドラインは、子どもとその権利について、メディアとジャーナリストをより敏感にし、メディアの議論をより活発にするための多くの実践を推奨している。これによりジャーナリストは子どもの尊厳を保ち、搾取や虐待を避けるような表現をすることが可能になる。

●なぜガイドラインが必要か

ジャーナリストは、誰を取材・撮影し、記録するか、収集した情報をどのように原稿や番組として形にするかという意思決定を行うなど、高度な自主性をもって働くことが期待されている。このガイドラインの目的は、ジャーナリストによる仕事の進め方を変えることである。よいガイドラインとは、すべきこと、すべきでないことをただ示すものであってはならず、倫理的課題を通じて考えるための枠組みとなるものである。また、子どもの権利が守られるためには、正確な協定がなければならない。このガイドラインは、ジャーナリストが子どもの問題や子どもの考えを真摯に取り上げようとしていることを子どもに示すものとなる。さらに、ジャーナリスト、フォト・ジャーナリスト、テレビカメラマン、その他のメディア関係者が、子どもの権利を侵害しないことが保証されなければならない。多くの大人は、自分が取材される場合には、十分な情報を得ることでメディアにどのような取材をしてほしいかを判断することができる。しかし、子どもや若い人は、そのような判断をするほどの知識も経験も持っていない。ジャーナリスト、カメラマン、番組制作者と子どもの間には公平性がなく、権力の不平等が存在するところに、搾取の可能性が潜んでいる。このガイドラインを真剣に意識するジャーナリストは、子どもを守り、また自分自身をも守ることになる。

●子どもの人権とは

国連「子どもの権利条約」は、1990年に施行され、2002年にはアメリカ合衆国とソマリアを除く全ての国が批准し、アメリカも批准の意向を表明した。国連事務総長コフィー・アナン氏は国連人権条約50周年に際し、「人権は人類の存在と協調の礎」と発言した。「子どもの権利条約」は、子どもが大人と同じ権利を持つことを強調するものであるが、実際には、多くの子どもが条約に含まれる権利を実現できていない。それは子どものもつパワーが不十分であり、実際に子どもの権利は、大人によってもたらされるという前提があるからだ。この条約において最も重要な権利とは、子ども自身が意見を持ち、それを表現することができることである。第13条は、表現の自由とメディアへのアクセスを保証している。そして批准国は子どものプライバシーを守り、中傷や侮辱から保護するような法律の制定を求められている。第17条では、マスメディアに対する子どものアクセスを保証し、多様な情報源から、特に社会的、精神的、倫理的な子どもの幸福・健康を促進させるような情報へのアクセスが保証されなければならないと記述されている。

また、第19条において子どもの権利条約は搾取や性的虐待から子どもを守ることを示している。さらに「子どもの権利条約」にその後付加された基準として、18歳未満の子どもが軍事活動への従事を強要されることを禁じている。

2002年からは、子どもの売買、売春、ポルノグラフィに関する記述も加わった。メディアは第10条によって、子どもの搾取の問題を取り上げる際には、その原因である貧困、開発などの背景を探るための国際協力が得られるよう支援される。これにより、売買、売春、ポルノグラフィに利用される子どもの問題に取り組むことができる。子どもの権利条約と、その付加基準には批准国の状況を評価するシステムがあり、ジャーナリストは自国の人権状況について調査することが可能である。各国は10年ごとに、国連の子どもの権利事務局にレポート提出を義務付けられているからである。

「子どもの権利条約」は、子どもを18歳未満と定義しているが、世界各国で婚姻、投票、軍事活動への参加を含む成人の権利については、それとは異なる多様な年齢基準が存在している。10歳までの子どもは、食事、居住等、生活のすべてを大人に依存している。10歳未満の子どもは、例えば自分が取材・撮影されることについて知識をもった判断ができない。さらに、10歳を過ぎて成長するにつれ、貧困、過酷な労働、早期の性交渉、麻薬、アルコール、事故、暴力等の経験により、子どもの夢が壊される。WHOの調べによると、毎日新たに7000人の若い人がエイズに感染しているといわれる。ジャーナリストは他の大人と同様、若い人を尊重し、若い人が表現し、その意見や経験が活用され、評価される機会を提供すべきである。

メディアの子どもへの影響は特にテレビの音楽番組、ファッションやドラマにおいて最も強く、子どもはその内容からファッションや話し方、行動などを取り入れている。しかし、若い人が取材されるときに不満として、若者の犯罪や大人が仰天するような行動を撮影するためにカメラの前で演技させられることが指摘されている。メディアやジャーナリストは、子どもが倫理的にかつ適切な形で取材されるための責任を負わなければならない。

●子どもはどう悪用され、搾取されるのか

「子どもの権利条約」が世界中で成果を生み出しているなら、子どもは安全かつ協力的な環境に育つことができる。しかしながら、現状では全ての子どもがそのような環境を享受しているわけではない。その実態は5歳未満の子どもの死亡率統計に表れている。多くの子どもは、小さな頃から労働に従事させられており教育を受けたり遊んだりすることができない。特に少女は教育を受ける機会を奪われやすい。ジャーナリストはこのような社会問題を詳しく調査すべきである。多くのコミュニティにおいて、子どもは肉体的、性的に虐待されているものの、その実態は隠され否定されることが多い。性的虐待のうちの多くは子どもの知人などにより家庭内で起こる。このような実態はすべての社会で生じているのである。裕福な西側諸国でも貧しい発展途上国においても、子どもの性的虐待の調査結果は、実際よりも過少に推計され、報告されている。

子どもが危険にさらされるのは、大人が形成する社会に何らかの問題があるからである。子どもの権利について報道する場合、子どもの属するコミュニティや、そのコミュニティにおける子どもの位置付けに関する調査を無視することはできない。銃社会に暮らす若い人が武装したギャングになるのはどんなブ

レッシュャーによるものか？なぜ女の子は男の子よりも教育の機会を奪われやすいのか？母親が投獄されたら子どもはどうになってしまうのか？子どもに物乞いをさせなければならない母親の苦悩とは？なぜ自分の子どもを愛しているのに、親は暴力をふるってしまうのか？

●子どもが直面する多数の危険

- ・子どもは貧しいコミュニティにおいて、両親の共働きによる育児放棄の犠牲になる。
- ・子どもは家族を養うため、または商業的な搾取によって、長時間労働を余儀なくされる。
- ・少女は様々な場において差別されやすい。
- ・子どもは、戦争、干ばつ、自然災害によって難民化し、自分が起こしていない戦争の犠牲になる。
- ・世界各都市にホームレスの子どもやストリートチルドレンが存在する。
- ・閉鎖された施設にいる子どもは、虐待のリスクがより高い。
- ・身体に障害をもつ子どもは、社会に認められにくく、権利を失う可能性がある。
- ・違法滞在の子どもは性産業での売買などを通じ、さらなる危険にさらされやすい。

子どもがより弱い立場に置かれるようになったのは、H I V / A I D S の感染拡大によってである。A I D S に関する根拠の無い噂によって、子どもが犠牲になっている。その一つは処女との性行為がH I V ウィルスを消去させること。そのような噂は若い少女をレイプの犠牲にし、南アフリカでは乳児のレイプというもっとも恐るべき結果を招いた。さらにもう一つは、より若い人との性交渉のほうがH I V に感染しにくいという噂もある。それは、無情にも性産業へより多くの若い女性を流入させることとなった。

●虐待報道におけるメディアの役割

メディアは子どもの権利と虐待の問題を報道するという重大な役割をもつが、ジャーナリストにとってみれば虐待の背景事情を取材することよりも、単にセンセーショナルな表現をすることのほうが簡単である。しかしながら報道にあたって焦点とすべきは、子どもの権利であって、視聴率や販売部数であってはならない。

●子どもの虐待と搾取に関する最近の問題

子どもの虐待と搾取に関しては、児童労働、ストリートチルドレン、性的搾取と売買が挙げられる。

ストリートチルドレンは、暴力、病気、搾取の危険にさらされている。多くの都市ではストリートチルドレンを支援するための特別なプログラムを実施するN G O がこの問題を取材しようとするジャーナリストの助けとなるだろう。

ユニセフは、途上国、先進国の双方で毎年新たに100万人の子どもが性産業に従事し始めると推測している。貧しい国の子どもを虐待するため、性愛者のネットワークが子どもの権利を最もわいせつなかたちで侵害しつづけている。

メディアがこれを報道することが、虐待防止や、犯罪者の取り締まりに貢献することになる。ジャーナリストは、事実を明らかにし説明するうえで、貴重な役割を担う。

ジャーナリストが行うことのうち最も重要なのは虐待されている子どもと対話し、その実情を伝えることである。インタビューは、子どもにさらなる搾取の恐怖や報復などの可能性がないように、安全な場所で行わなければならない。ジャーナリストは子どもに信頼され、子どもを支援した実績をもつNGOと協力し取材することが望ましい。セックス・ツーリズムは調査を必要とする問題であり、情報源の収集のための時間が必要である。またメディアは虐待の典型を紹介することで、子どもが見知らぬ人、または家族やその知人により虐待（または殺害）されることの危険を訴えなければならない。

横浜で開催された第2回「商業的・性的搾取に関する世界会議」では、子どもの商業的搾取は犯罪であり、子どもの犠牲者を有罪とすべきではないとされている。これはすなわち、買春に従事した子どもは起訴されるのではなく、社会復帰するということの意味する。

●性的虐待に関する報道－西アフリカの事例

西アフリカの国々では観光産業の増大に伴うジレンマを抱えている。豊富な自然や環境、野生生物、海岸、フレンドリーな人々、ホスピタリティーから、アフリカの一部地域はアメリカやヨーロッパからの観光客にとって魅力的な地になりつつある。しかし、観光産業が西アフリカで発展するのと併せて、性産業のネットワークや子どもの性的搾取も増加することになる。そしてこのことが西アフリカの報道関係者の問題となる。報道関係者は、性をタブー視するような西アフリカ地域において、性についての十分な記事をどのように書けばよいのだろうか。娘や息子の違法な肉体関係、性産業から経済的報酬を受ける家族についてジャーナリストが報道すれば、間違いなく身の危険にさらされることになる。ガーナのDispatch紙の編集者Ben Ephsonは、そんな記事を扱ったことで、子どもの性産業で利益を得ている人物から怒りを買ったと述べている。それ以外にも、The IndependentのレポーターであるEdwin Arthurは性的ネットワークを明らかにしたときに脅迫を受けた。

●メディア専門家へむけた意識化のためのトレーニング

Press Wise Trustは調査や子どもの権利に関するジャーナリスト向けの研修をアフリカ、アジア、中央および東ヨーロッパ、旧ソ連、ラテンアメリカでIFJとユニセフとの協力で行っている。Trustは意識化のトレーニングはより高度な倫理基準をもたらすことになると結論づけている。

メディア・プロフェッショナルが子どもに関わる記事を書くときには、その方法を再考するようになる。ジャーナリストはより感受性をもって若い人に接し、その声に耳を傾け、子どもの視点や意見のスペースを確保するようになる。研修がもたらした一つの成果は、ジャーナリストが、ステレオタイプや（若い人に対する）優越感のない表現の仕方を身に付けたことである。

意識化のためのトレーニングで重要なのは、子どもの声に焦点をあてること

である。メディアの専門家は、どうすれば子どもが自分の生活について自由に意見を述べるような発言の機会を与えられるかを考えなければならない。研修においてNGOの協力が得られるならば、NGOを交えて子どもに取材することが実現し、子どももその行為がトレーニングに過ぎないことを十分に自覚できる。また秘密性の保持が尊重され、子どもが感じたことをフィードバックする（取材のこと、聞かれて嫌だったこと、取材や記事に関して好きなこと、嫌いなこと）など自由に発言することができる。

・組織やNGOとの連携

子どもの権利についての意識化はメディア専門家がキャンペーンの正当性を評価し、より合理的にNGOとともに活動するための助けとなる。ジャーナリストが商業的・性的搾取を根絶するための役割を担うならば、事実に基づく情報と実在の事例を知る必要がある。子どもとともに活動する人は、取材するメディアを信頼し、子どもを危険にさらさないようにしなければならない。NGOとの関係をより有効にするにはトレーニングにNGOを関与させることである。これにより双方で知識が共有され、それぞれの制約といった事情に対する理解が深まる。（The Press Wise の提供するトレーニングの組み立ては、www.presswise.org.uk で入手可能である）

●子どもへのインタビュー、撮影について

子どもを取材する場合にも、大人の場合と同様の基準を適用しなければならない。まず、子どもは尊重され、個人として扱わなければならない。

子どもの権利保護に従事する人の中には、子どもの同意なしに撮影すべきではないと主張する人もいる。それが忠実に守られるならば自発的な子どもの集団はほとんど撮影されないことになり、難民や、ストリートチルドレンや、遊んでいる子どもですらほとんどメディアに登場しないことになる。このような写真は多くの場合、距離をおいて撮影されている。しかし、子どもをテレビや新聞に登場させないことが、その権利を保護することになるとは必ずしもいえない。

急速に進行する事態に直面したとき、ジャーナリストは即時に対応しなければならず、許可を得ずに取材をする場合がある。例えばベトナム戦争時に撮影された、路上を逃げ走る泣き顔の少女の写真で有名になった9歳のKim Phucの権利は、その撮影時において侵害された。しかし、彼女は、その後、化学物質が米軍により投下されてからより深刻な虐待に悩まされることとなった。ちいさな侵害が、その後の大きな虐待（化学物質汚染）の可能性を示唆し警鐘をならすという意味で正当化されることもある。

写真は2つのストーリーを伝える。ひとつはレンズの前にある対象を、もう一つはレンズの手前の撮影者である。写真家と撮影される対象との間には、そのイメージがどちらの所有にあたるかという緊張状態が生じている。子どもに関しては特に配慮が必要である。子どもには、パパラッチのような無神経な取材を受ける義務はない。子どもを取材するジャーナリストは、記事として書く内容が出版されたり放送されたりするということを子どもに理解させておく必

要がある。また、インタビューはかならず、取材者以外の大人のつきそいのもとで行われるべきである。

[子どもの報道におけるガイドライン]

●序文

ジャーナリストとメディアによる日々の挑戦は、子どもとその権利の報道の仕方に現れる。子どもの人権が国際法で定義されたのは最近のことであるが、国連の「子どもの権利条約」はすでに幅広く支持されており、人間に関するもっとも普遍的な法理であるといえる。メディアは、子どもの権利の侵害にかかわる問題、子どもの安全、プライバシー、教育、健康、社会福祉、子どもの搾取を調査する必要性、また、それらが社会的に重要な問題であることに注目しなければならない。

●ガイドライン

ジャーナリストとメディアは、子どもに関わる問題の報道において可能な限り厳格な倫理的基準を維持することに努める。特に、

1. 子どもを含む問題の報道において正確かつ繊細な、卓越した基準づくりに努力する。
2. 番組や出版物で子どもに悪影響を与える情報を含む情報・画像を掲載しない。
3. 子どもに関する記事においてはステレオタイプやセンセーショナルな表現を避ける。
4. 子どもに関する記事の掲載結果を慎重に検討し、子どもへの影響を最小限とする。
5. 特に公共の関心事で無いかぎり視覚的表現あるいは子どもの特定を避ける。
6. 可能なかぎり子どもがメディアにアクセスし、誘導なしに意見が述べられるスペースを提供する。
7. 子どもが提供した情報を実証し、その実証が情報提供者である子どもを危険にさらさないよう十分に配慮する。
8. 子どもの性的表現を避ける。
9. 公平かつ率直で、開かれた方法によって写真を入手し、可能であれば子どもや責任のある大人、保護者からの承諾を得る。
10. 子どもの興味を代弁する組織について、その証明書を確認する。
11. 子どもの福祉に関する記事については、子どもにとって明らかに関心のある内容でない限り、子どもやその親、保護者に報酬を支払わない。

●子どもの権利を意識化するために

メディアの専門家は、子どもの権利に関する全ての情報を提供するよう役割を強化する方法を開発しなければならない。以下は、子どもの権利の重要性への意識を向上させるための推奨事項である。

1. ジャーナリストのトレーニングとメディア教育
 - a) 特に子どもに影響を与えるような報道基準や倫理的な問題はジャーナリスト

のトレーニングにおいて優先されるべきである。

b) 「子どもの権利条約」の概説資料やメディアの望ましい報道実例は、研修やマニュアルの基礎となる。

2. 専門的なジャーナリズムのための環境整備

a) 政府・行政はメディアや市民組織とともに、社会問題取材できるよう、専門的なジャーナリズムのための法的・文化的な枠組みをつくる必要がある。

b) メディアの専門家には表現の自由が、虐待や恐怖からの自由という基本的人権とともに、尊重されなければならない。

c) 子どもの問題を扱う場合には、ジャーナリストやメディアのニーズが理解されるために、メディア、ジャーナリスト、番組制作者や関連組織間の対話を支援する必要がある。

d) 各国のNGOは、子どもの権利やその領域において信頼できる専門家のリストを作成し、メディアへの配布を検討すべきである。またそれがパソコンでアクセス可能であれば望ましい。

3. 管理基準と自主規律

a) 管理基準と報道のガイドラインは、報道の必要性を説明するうえで有効である。そのような基準は、ジャーナリストやNGO関係者が編集者、出版社、放送局とともに問題を取り上げる際の武器となる。

b) メディアの専門的組織は、IFJが採択したガイドラインのように子どもの権利に関する報道に特化した基準を、一般的な倫理基準と併用して、取り上げるべきである。

c) ジャーナリストや番組制作者は、子どもの人権侵害に関する社会的意識を向上させなければならない。しかし報道には十分な配慮が必要である。特に子どもの権利に関しては、可能な限り厳しい基準での専門的管理が不可欠である。

d) 子どもをとりまく噂話やステレオタイプ、特に発展途上国で発生したものに対しては、その真偽を確認し、または使用しない。例えば、発展途上国の親は子どもを尊重しない、少女は少年よりも劣っている、子どもが犯罪に巻き込まれるのは子ども自身に責任がある、児童労働やセックス・ツーリズムは子どもの貧困を緩和する、といったようなステレオタイプである。

e) ジャーナリストは弱い立場にある子どもを危険にさらすような詳細な情報を決して公開してはならない。子どもの尊厳を侵害するような情報の露出を防ぎ、個人の特定を避けたうえで、子どもについての記事に報道価値をもたせなければならない。

4. ニュースルームにおける議論の必要性

a) 子どもの権利に関する報道と子どものメディア表現について建設的・協力的な議論が奨励されなければならない。そのような議論は、メディアの管理部門、編集部門、およびマーケティング部門の各セクション間で行われるべきである。

b) 編集者やメディアの管理者は、子どもにかんして偏向した、あるいはセンセーショナルな表現に対し明確に反対する政策を実行するとともに、ジャーナリスト、番組制作者による高度な倫理基準の適用を奨励しなければならない。

c)メディアは、子どもの生活すべてをカバーすることに責任を持つ“子ども特派員”の任命を検討すべきである。また子どもの視点を表現するため、子どもの成長と発達、子どもの虐待、危険要因、子どもの性に関する表現、法律、インタビューのテクニック、子どもとのコミュニケーション、などの内容を含む研修を実施すべきである。

d)情報源や、コメンテーターとして、子どもがメディアにアクセスする新しい方法の開発をめざす。子どもは、自らが提供した情報や意見が保護されること知る必要がある。

5. 子ども・メディア・コミュニティ

a)小学生以上の子どもは、メディア・リテラシーのトレーニングを受ける。これは番組や広告のメッセージを理解し、クリティカルに読み解き、十分な情報をもったメディアの利用者となるためである。

(翻訳 関根里砂)

International Federation of Journalists (<http://ifj.org>)

— 『fctGAZETTE』 No. 80 (2003年7月) 掲載 —